

## 補助金調書

補助金名	福岡市日本語教室補助金			担当課 (連絡先)	総務企画局国際部多文化共生課 (TEL:092-711-4022)
交付先	団体	ボランティアによる日本語教室		区分	その他の補助金
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		4月～	
(公募の場合) 応募要件	福岡市において、広く外国人を対象としたボランティアによる日本語教室を運営する団体				
(非公募の場合) 非公募の理由	—				
補助開始年度	令和5	年度	経過年数	4	年度
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>(目的) 外国人にも住みやすく活動しやすいまちづくりを推進するため、ボランティアによる日本語教室活動の充実を図るとともに、多様な日本語学習の機会提供に資する環境整備を行う。</p> <p>(対象事業) ・対面又はオンラインにより原則として週1回程度60分以上かつ月2回以上開催 ・学習者の半数以上は、福岡市に在住、通勤、通学</p>				
補助金の終期	令和10	年度	延長回数	1	回
終期を延長する理由	在住外国人が増加するなか、外国人住民が日本語を学習し、生活に必要な情報を得ることや、日本人住民との円滑なコミュニケーションを図ることが重要であり、本補助金による地域の日本語教室活動の充実や、多様な日本語学習の機会提供に資する環境整備の促進が必要なため。				
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	その他	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>(補助対象経費)</p> <p>(1)オンライン環境整備に係る費用(Zoom等Webツールのライセンス料等)</p> <p>(2)ボランティアのスキルアップに係る費用(外部研修講師謝礼等)</p> <p>(3)教室実施に係る費用</p> <p>(4)託児サービス利用に係る費用</p> <p>(補助金額)</p> <p>(1)～(3)合計額:上限8万円 申請日から遡って1年以内に補助対象となる教室を開始した団体については 上限12万円</p> <p>(4):上限10万円</p> <p>(補助率) 1/2</p>			
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】				
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度		前々年度	前々々年度
	件	11	件	6	件
	980 千円	330 千円		66 千円	37 千円
前年度補助事業 の主な実施概要	外国人にボランティアで日本語学習の機会を提供している団体に対して、日本語学習教材購入費用等に係る費用を補助。				
補助金交付 による効果	ボランティアへの謝礼、文法などの練習問題集、日本語指導に関する解説書などのテキスト購入費を補助することにより、学習者の日本語能力向上、ボランティアの資質向上につながった。				

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。